

さいたま市公告（調達）第 26 号

さいたま市水道局公告（調達）第 4 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託（以下「物品等」という。）の特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めたので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 15 年さいたま市規則第 132 号）第 3 条及びさいたま市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 15 年水道部企業管理規程第 23 号）第 3 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 2 月 17 日

さいたま市長 清水 勇 人
さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 資格審査の申請区分

資格審査は、次表に掲げる業種に係る営業品目ごとに行う。

物品の販売	物品の賃貸	物品の買受け
印刷の請負	電子計算に関する業務	催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
建築物の管理に関する業務		

2 競争入札に参加することができる者

令和 7 年度競争入札に参加することができる者は、さいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。なお、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とみなす。

3 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第 167 条の 4 第 1 項(施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項(施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 名簿登載者が、許可、認可又は登録等（以下「登録等」という。）を営業の要件とする営業品目

について登録等を受けていないときは、当該営業品目に係る競争入札に参加することができない。

4 資格審査を受けることができない者

- (1) 3の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者
- (2) 申請日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者
- (3) 11(2)エ又はオに該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者
- (4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (5) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (6) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている営業品目について、資格審査を受けようとする者

5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に別表に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を添えて、市長等に申請するものとする。ただし、申請者が外国で事業を営む者である場合には、提出書類のうち、提出が著しく困難であると市長等が認めるものについて、市長等が指定する書類をもってこれに代えること又は提出を省略することができる。

(2) 申請書等の取得方法

ホームページからダウンロードすることができる。また、次の場所において無償で配布する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

イ さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(3) 資格審査の申請受付

ア 受付期間

本公告日から令和8年3月31日まで。ただし、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

イ 受付場所

(ア) 5(2)アに同じ

(イ) 5(2)イに同じ

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したもの

のを付記又は作成すること。

(5) 資料等の請求

市長等は、資格審査に関し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

6 資格審査基準日

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

- (1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。
- (2) 代理人は業種ごとに置くことができる。ただし、その数は1業務につき1人とする。

8 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格認定の日から令和8年3月31日まで

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、その年度ごとに公示するので当該公示に基づき申請すること。

9 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

10 変更等の届出

- (1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、直ちにその事実を証明する書類を添えて市長等に届け出るものとする。
- (2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。
 - ア 3(1)アに該当する者となったとき。
 - イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。
 - ウ 営業停止命令を受けたとき。
 - エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
 - オ 金融機関に取引を停止されたとき。

11 資格者名簿からの抹消

- (1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。
 - ア 3(1)に該当する者となったとき。
 - イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。
 - ウ 金融機関に取引を停止されたとき。
- (2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。
 - ア 10(1)又は(2)（ウ及びエに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
 - イ 競争入札参加資格審査申請又は変更に関する届出に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

ウ 営業に関し必要な登録等の取消しを受けたとき。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

オ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

(3) 市長等は、名簿登載者が次のいずれかに該当するときは、その者を当該業種、営業品目について資格者名簿から抹消するものとする。

ア 登録等を営業の要件とする物品の調達又は業務にあつては、登録等を受けていない者となつてから、新たに登録等を受けることなく 90 日を経過したとき。

イ 資格者名簿に登載されている業種等について、その営業を廃止したとき又は資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

1.2 その他

詳細は、令和 7 年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表

「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の３）（写し可）【法人のみ対象】
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の２）（写し可）【個人事業主のみ対象】
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】
申請日直前一事業年分の決算書類の写し（表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの）、貸借対照表、損益計算書。ただし単独決算のものに限る。）【法人のみ対象】
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
申請日直前一年分の所得税確定申告書の添付書類の写し（青色申告者は所得税青色申告決算書（表紙、月別売上（収入金額）及び仕入金額、貸借対照表）、白色申告者は収支内訳書）【個人事業主のみ対象】
申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書等の写し
誓約書兼納税状況等照会同意書
受付証
申請情報調書
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】
同意書
契約実績表
事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】
行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】